

コンプライアンスの推進に関する業務を行うコンプライアンス推進責任者を各部局に置いています。(第7条)

- | | |
|---------------------|---------------|
| ●教育学部 | 教育学部長 |
| ●教育学部附属教育デザインセンター | 教育学部長 |
| ●教育学部附属高度理科教員養成センター | 教育学部長 |
| ●教育学部附属鎌倉小学校 | 校長 |
| ●教育学部附属鎌倉中学校 | 校長 |
| ●教育学部附属横浜小学校 | 校長 |
| ●教育学部附属横浜中学校 | 校長 |
| ●教育学部附属特別支援学校 | 校長 |
| ●経済学部附属アジア経済研究センター | 経済学部長 |
| ●国際社会科学研究院 | 国際社会科学研究院長 |
| ●工学研究院 | 工学研究院長 |
| ●環境情報研究院 | 環境情報研究院長 |
| ●環境情報研究院附属臨海環境センター | 環境情報研究院長 |
| ●都市イノベーション研究院 | 都市イノベーション研究院長 |
| ●先端科学高等研究院 | 副高等研究院長 |
| ●横浜国立大学附属図書館 | 附属図書館長 |
| ●研究推進機構 | 機構長 |
| ●情報戦略推進機構 | 機構長 |
| ●国際戦略推進機構 | 機構長 |
| ●地域連携推進機構 | 機構長 |
| ●保健管理センター | センター所長 |
| ●情報基盤センター | センター長 |
| ●機器分析評価センター | センター長 |
| ●男女共同参画推進センター | センター長 |
| ●国際教育センター | センター長 |
| ●高大接続・全学教育推進センター | センター長 |
| ●大学院教育強化推進センター | センター長 |
| ●未来情報通信医療社会基盤センター | センター長 |
| ●地域実践教育研究センター | センター長 |
| ●成長戦略研究センター | センター長 |
| ●リスク共生社会創造センター | センター長 |
| ●事務局 | 事務局長 |
| ●国際戦略室 | 室長 |
| ●障がい学生支援室 | 室長 |

コンプライアンス通報・相談窓口 Compliance Hotline

コンプライアンス事案(本紙内側参照)を上司等に直接報告できないときは、コンプライアンス通報・相談窓口を利用しましょう。通報者は、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

通報、相談は顕名としますが、通報、相談された方の秘密は厳守します。
通報、相談は、直接面談によるほか、電話、メール、書面によることもできます。

コンプライアンス通報・相談窓口(コンプライアンス室)
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
Tel 045-339-3068
E-mail compliance@ynu.ac.jp
※担当者が不在で受電出来ない場合があります。その場合は日を改めて電話して下さい。

学内の他の規則が指定する通報窓口等
本学にはコンプライアンスに関係した規則があり、それらの諸規則においても通報窓口等を設置しています。

- 公的研究費等管理規則に定める相談窓口、通報窓口
- 公益通報者の保護に関する規則に定める通報窓口、相談窓口
- ハラスメントの防止等に関する規則に定める相談窓口
- 公正な研究活動の確保等に関する規則に定める告発、相談窓口
- 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則に定める障がい者対応窓口

大学の社会的・公共的使命を自覚しよう
法令、学内規則等を遵守しよう
相互の人権を尊重しよう
高い倫理観で行動しよう

横浜国立大学コンプライアンス基本規則 YNU Basic Rules on Compliance

コンプライアンスとは？

横浜国立大学コンプライアンス基本規則では、「コンプライアンス」を次のように定義しています。

第2条

コンプライアンスとは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。



横浜国立大学

横浜国立大学コンプライアンス基本規則

この規則は、国立大学法人横浜国立大学におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的としています。

コンプライアンス事案(第2条)

コンプライアンス事案とは、本学の役職員に関わる法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

報告(第19条)

役職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに上司又は推進責任者に報告するものとする。

通報(第19条)

報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該役職員は、その報告を行わず、通報・相談窓口に通報することができる。

役職員の責務(第3条)

役職員は、横浜国立大学憲章の定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって、公正・公平かつ誠実な職務の執行に努めなければならない。

コンプライアンス基本規則の全文はウェブ等でご覧下さい。

コンプライアンス事案の報告・通報フロー図

